

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	環境施設課
委 託 業 務 名	市道南 4 4 0 5 号線等除草業務
委 託 業 務 場 所	大津市大石小田原町
概 要	市道南 4 4 0 5 号線等の除草及び清掃（年 2 回実施）
契 約 期 間	令和 6 年 5 月 1 0 日から 令和 6 年 1 2 月 2 5 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 5 月 9 日
契 約 金 額	7 5 0, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市大石小田原二丁目 6 番 3 号 〔名 称〕 小田原町自治会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	市道南 4 4 0 5 号線等は、地元住民にとって重要な生活道路であり、地元住民から他の市道以上に適正な維持管理を求める要望を受けている。 当該業務は、平成 2 7 年 1 月 2 5 日付け、小田原町と交換した大田廃棄物最終処分場第 1 期の操業期間の延長及び第 2 期の操業についての覚書に基づく業務であり、当該自治会に業務を委託し、地元住民自らが維持管理に参加することにより、施設への理解がより一層深まり、地元との信頼関係を構築する一助となることから、小田原町自治会と随意契約を行う。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。